

尾鷲市農業委員会 令和3年5月定例会 議事録

1. 開催日時：令和3年5月6日（木）午前10時00分から午前10時50分
2. 開催場所：尾鷲市立中央公民館2階講座室A
3. 出席委員（8名）

会長	1番	高村 敦夫
委員	3番	野田 泰史
	4番	黒 次美
	5番	大川 治夫
	6番	野地 長生
	7番	船津 貫一
	8番	塩津 史子

農地利用最適化推進委員	北村 都志雄
	濱野 薫久

4. 欠席委員

5. 議事日程

1. 農地法第3条の規定による許可について
2. 非農地証明願いについて
3. その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	芝山 有朋
事務局次長	湯浅 大紀
事務局書記	大川 健志

7. 会議の概要

議長 皆さんおはようございます。令和3年5月の定例農業委員会を開催したいと思っております。それでは早速審議の方に入りたいと思っておりますので皆さんよろしくお願ひいたします。尚、本日の署名委員は、5番〇〇さん、6番〇〇さんです。お願ひします。早速、議題に入ります。1番の農地法第3条の規定による許可についてご審議願ひします。事務局お願ひします。

事務局 はい、それでは農地法第3条の規定による許可について説明させていただきます。番号1番、所在は〇〇、〇〇で地目は田と畑となっております。面積は合計で約〇〇㎡です。譲渡人は〇〇在住の〇〇さんです。譲受人は〇〇在住の〇〇さんです。申請理由としましては、申請人は当該農地を取得し、野菜等を耕作するために申請が上がっております。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしくお願ひします。

議長 〇〇委員、それでは説明お願ひします。

〇〇委員 農地法第3条の規定による許可について説明させていただきます。概要につきましては、只今事務局から説明があったとおりです。〇〇に在住している〇〇さんが、尾鷲市空き家バンク制度を利用して空き家を取得し、当該空き家に付随する農地も取得することによって、野菜等を栽培しようとするものであります。

尚、この制度を利用する場合は、他市からの移住者であることから、資料10ページに、尾鷲市政策調整課長の尾鷲市空き家バンク利用証明書が添付されております。また、空き家に付随する農地の取得に対する下限面積は100㎡以上と規定されており、今回の付随農地は2筆で面積は〇〇㎡あるので問題ありません。取得予定の空き家の場所は、13ページの位置図の斜線の円で、左下の約〇〇m離れて〇〇があり、19ページに空き家の写真がついております。次に取得予定の付随農地の申請場所は、資料11ページの位置図の点線でのエリアの四角の斜線で示したところで住居予定地から〇〇mぐらい離れたところですので。近くには〇〇がございます。現況写真の16ページをご覧ください。地番〇〇、〇〇㎡と地番〇〇、〇〇㎡合計〇〇㎡の休耕地を耕作するものです。ご審議お願ひします。

- 議長 ありがとうございます。以上で説明が終わりました。皆さん何かご質問ございませんか。
- 〇〇委員 いいですか。17ページの現況写真ですが、少し荒れているようですがこれは農業できる状態なのですか。
- 〇〇委員 ここは営農計画は田んぼにするということですが、少し荒れているところはユンボ等を入れて整備すると思います。面積も大きくないですし1日あれば大丈夫かと。横に水路もありますので。
- 〇〇委員 なるほど。あと、この空き家バンク制度の利用証明書も市に認められてとのことですが、空き家も市の募集か何かでされているのですか。
- 事務局 そうですね。市の係を通してやり取りを行った証明ですので。もちろんそれ以外で移住される方もおられると思いますが、この方は空き家バンクを通してということです。
- 〇〇委員 分かりました。異議なしです。
- 議長 異議なしの声が上がりました。採決を取ります。許可に賛成の方は挙手を。
- (挙手全員)
- はい、挙手全員。これにて許可いたします。
続きまして、議案第2号の非農地証明願いについてご審議願います。
事務局からお願いいたします。
- 事務局 続きまして、非農地証明願いについて説明させていただきます。
番号1番、所在は〇〇、〇〇で地目は田です。面積は〇〇㎡です。申請人は〇〇在住、〇〇さん、〇〇在住、〇〇さん、〇〇在住、〇〇さんで

す。申請理由としましては本申請地は平成10年頃から、当該農地を耕作することが難しくなり、現在は雑草やかん木が茂っている状態となっており、農地として使用していない為申請が上がっております。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしくお願いいたします。

議長 はい、〇〇委員、よろしくお願いいたします。

〇〇委員 それでは、説明させていただきます。少し細くなるのですが、5ページの登記簿謄本をご覧ください。当初、1番のところで3名が34年に取得したというようになっています。平成10年頃までは最初は田んぼをして、その次に畑をしていたのですが10年以降は耕作自体はしていない状況で放置しておりました。その中で、それぞれが息子さん、娘さんに相続されて、現在の所有者となっているのですが、まあ相続した方々が耕作することもなくそのまま引き続き放置されて今の状況が続いています。その状況の写真が8ページです。場所なのですが、〇〇の〇〇との接点の少し上側に位置しているところが〇〇です。そこの斜め上になります。前の7ページをご覧ください。拡大図になります。この赤線部分が該当地で4棟の家の裏側ですね。そしてその前の6ページが公図の写しとなっています。赤で囲った〇〇地番が該当地です。ちなみに付近の地番は去年の、令和2年6月の委員会で非農地として申請がなされた場所です。その隣接地です。続きまして9ページの航空写真をご覧ください。赤で囲ったところが申請地です。先ほど言わせていただいた以前の非農地場所は緑色に茂ったところで、とてもじゃないが農地として活用していないようなところです。12ページには現況の写真があります。写真の奥で茂っている場所が今回の申請地です。このような状況で非農地としての申請ですので審査の方よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。何か質問はありませんか。

〇〇委員 確かに結構荒れてますね。

〇〇委員 この非農地証明をした後は何かに活用するのですか。

〇〇委員 それは当事者の判断になると思いますので詳しいことは分かりませんね。

〇〇委員 なるほど。よろしいのではないのでしょうか。異議なしです。

議長 異議なしの声が上がりました。採決を取ります。非農地証明願い発行に賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)
はい、挙手全員。非農地証明願いを発行いたします。ありがとうございます。以上で本日の審議案件が終わりまして、第3号のその他に入ります。皆さんからは何かありませんか。

〇〇委員 少しサルが活動が活発になってきて、玉ねぎ等が被害にあっているところではあります。〇〇地区は多くなってきました。

事務局 分かりました。獣害のパトロール員さんに〇〇地区を重点的に回っていただくように言ってみます。

事務局 6月15日に任期満了となりまして、16日から次回の任期に入るので16日に一度お集まりいただいて市長から任命していただきます。任命後に農業委員会臨時会を開きまして、推進委員の委嘱を農業委員会から行う流れです。細かい時間は次回の農業委員会会議の時にお伝えします。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは本日の農業委員会会議をおわります。

皆さんありがとうございました。

議事録署名委員

議事録署名委員

